

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年12月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年12月 7日
3. 開会の日 平成30年12月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭 子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭 子 一 委員・大 坂 秀 美 委員
谷 川 英 昭 委員・稲 田 直 樹 委員
宮 本 政 文 委員・石 川 浩 委員
吉 井 繁 信 委員・池 田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書（町農業委員会許可分） 1件
申請人 ~~譲渡人~~（貸人） ~~譲受人~~（借人）
真 鍋 千津子 安 井 雄 喜
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 ~~譲渡人~~（~~貸人~~） ~~譲受人~~（~~借人~~）
森 川 悦 次 美奈登商事(株)
久 住 龍 央 (代) 大 平 幸 弘
議案第3号 その他
10. 開 会 午前11時20分
11. 閉 会 午前11時50分

午前11時20分 開会

○蛭子会長 どうも午前中お疲れさまでした。

第2部のほうで、本題の委員会を開催したいと思います。

議事録署名人は、稲田さんと宮本様、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議案に入っていきたいと思いますので、事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは、議案第1号ということで、農地法第3条第1項の規定による許可申請ということで、これは町の許可になります。

それから、済いません、第2号議案のところの件数が入ってませんけども、これ1件、一応足しておいてください。

では、済いません、議案第1号のほうですけども、農業委員会受け付け平成30年11月27日、申請地ですけども、宇多津町字岩屋、地目、台帳、田、現況も田ということで、面積が826平米、これ済いません、線、間違うとるな。譲り渡し人でなくて貸し人のほうですね。高松市国分寺町柏原、●●●●●様、同じく借り人のほうが、宇多津町、●●●●●様でございます。

場所については、3ページが位置図、4ページが詳細図になります。

それで、内容としましては、先ほどちらっと出ておったんですけども、一応、契約のほうが、申請書は10年とは書いておるんですけども、契約自体の契約書、これが3年の契約になっておりますので、一応お話ししたんですけども、いや、10年か。10年やけども、一応お話ししたんやけども、申請は出さないというようなことでお話をいただいておりますので……。

○事務局 うん。補助の申請をしない。

○事務局 はい。一応お話ししたんやけども、今現状は出さないと。農業委員会のこれ終わった後にまた出してくるかもわからんけども、今聞いておるのは、説明して、当初は3年ぐらいの契約にするけんということで、出さないって言ったんですけども、途中で10年に、今見たら10年になっておりますので、今現状はまだわからない状態でございます。

○宮本委員 ということは、6年はクリアして、10年やけど、まだ申請は出てないという。

○事務局 申請はうちの許可がおりてからになるんです。またそこを、一応これで許可が

出ましたというお話をして、申請されるかどうかという確認せないかん部分ですんで、まだちょっと。一応は当初には話したときは、出しませんって言いよった。

○宮本委員 なるほどね。はい。

○谷川委員 それと、この●●さんというたら、今どこで、これ番地、これ……。

○事務局 京都嵐山の、もとの●●●●●●、あそこです。

○谷川委員 あそこへ住んどん。

○事務局 やっと住所を持ってきたところですよ。

○谷川委員 ほんで、あれは奥さんと2人しよんが……。

○事務局 奥さんはおりません。

○谷川委員 えっ。

○事務局 彼女。まだ結婚してない。

○谷川委員 ああ、2人おるんはそれか。はいはいはい。いや、2人おったけんの。

○事務局 はいはい、そうですそうです。2人でやりよんですけど、奥さんはまだね、きょう言よったように、坂出の林田の●●さんとこかな、あそこへ手伝いに行きよるはずなんで、夫婦ではないっていうことでお伺いしておりますので。

○蛭子会長 それでええかな。

○事務局 はい。

○蛭子会長 それでは、第1号議案の1の項目ですね。岩屋、地元。

○谷川委員 いや、ということは、これ関係ないが。結構ですよ。

○蛭子会長 3条やけん。

○谷川委員 3条、結構ですよ。はいはい。

○蛭子会長 皆さん、ほかに御意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 はい。

わしも余談じゃけど、さっきの続きで、そない思いよった。嫁はんか思よったら、違う。●●じゃない、子供3人おる。

○谷川委員 元気よ。ほいだけん、これで聞いてみたんやけど。1回、水路の掃除に出てきてくれよるけんの。そういうな関係もあるけん、ほでちょっとお聞きしたんよ。

○蛭子会長 最初に●●さんとこの、ここの角の田んぼを借ると、わしんとこへ言うてきた。わしがしよったけん。ほんなら、水路にも掃除行けよって、ほんなら行きますよっ

て。

それでは、異議ございませんということで、議案第1号は原案どおりに承認するという
ことで。

それでは、議案第2号をお願い。

○事務局 はい。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、
農業委員会受け付け平成30年12月5日、所在地、字岩屋、番地が、地目的には、台
帳、両方とも畑、現況も畑ということで、面積が206平米と229平米、譲り渡し人の
ほうが宇多津町、●●●●様、同じく宇多津町、●●●●さん、譲り受け人のほうが宇多
津町、●●●●株式会社さんで、代表、●●●●さんでございます。所有権移転でござ
います。

場所については、位置図が5ページ、詳細図が6ページになります。

一応御報告しておかないかんのが、これが6ページの詳細図の部分で、水路の東南にな
るんですかね、今多分蛭子さんがつくられとるところ。これ3メートル、4メートル以上離
れてないんで同意書をとらないかんのですけれども、基本的に農地の関係で。けれども、
基本的に、まだ相続できとらんと、誰も判押さんということでございます。一応、宇多津
の人、それから先ほどの●●さんにも連絡をとったんですけれども、何かちょっと争いを
やっと思いたいなんで、ちょっと私が、宇多津へおる人は三女って言よったんかな、もう
一人姉が、長女がどっかでおるんやけど話がついてないのでということなんで、基本的な
今の部分で考えますと、2,000平米は超えていないので支障はないんですけども、宇
多津町として農業委員会としては、なるべくとってくださいということで御指示はしとん
やけども、そういう状況ですので、今回の分に関してはそれはとれてないという御報告を
しておきます。

以上でございます。

で、所有権移転で、従業員の駐車場ということで、約16台分を確保するということにな
っております。既存の施設と併用して。ほんで、既存のものが3,044.69平米、
合わせて利用する土地ということで出てきております。全体でいうと、両方足したら43
5平米かな、それだけの面積になっております。

以上です。

○蛭子会長 これは森川さんも久住さんも、どっちかが、どっちができてないんな。

○事務局 何が。

○蛭子会長 相続。

○事務局 違う違う違う、ここ。●●さんがつくりよるところ、●●さんところ、ここがお母さんのまま。これは関係ない、売るんやき。ここへ、ほんなき、隣接農地の分の同意をとらないかん……。

○蛭子会長 三角地な。

○事務局 うんうん、そうそうそう。

○谷川委員 隣接というたら、●●のあの田んぼだけじゃ。

○事務局 そこは、前が●●さん。●●のもらったところで。もう本人、わからんって言よったき、一応孫がサインしております。

○谷川委員 これ、●●さん、今これ●●さんのとこの、この分の中に、1畝ぐらいはほかの人の名義も入っとらなんだか、出てきとる中に。

○事務局 一応その中でいくと、公図とっておるんですけど、それはなかったと思います。

○谷川委員 なかった。

○事務局 はい。

○谷川委員 そしたら、全部、●●●●と●●さんの名前になっとったか。土地が。

○事務局 いや、●●さんの名前もあるで。

○谷川委員 あるやろ。

○事務局 個人の名前でな。

○谷川委員 うん、個人の。

○事務局 だきん、もう●●●●と両方兼ねて、まとめたの併用地ということで一発でしてますんで、逆に言うたら、●●●●の土地があって、●●さんの土地もあってっていうことで、会社での貸し借りでやとるけん、それはあります。

○谷川委員 あった。

○事務局 はい。

○谷川委員 いや、ほんで、もう一人の人の名前はなかったか。

○事務局 もう一人はないです。

○谷川委員 ない。

○事務局 はい。

○谷川委員 それならええわ。ひよっとしたらな、もう一部この分の話し合いができてな

いんでないかいなという、その心配はしとったんじゃ。

○事務局 一応、公図で色塗りはしとるんですけども、こういう形で。これが●●●●●●。これに関してはここに出てきてますんで、あとここが香川県で、これも香川県で、●●●●、●●●●さん。

○谷川委員 いや、わしと言よんはここじゃ。この一部じゃ。

○事務局 これは県で。

○谷川委員 えっ。いや、この……。

○事務局 いや、それはない。

○谷川委員 なかったん。

○事務局 うん。公図の写しなんで、これは。

○谷川委員 それやったらかまんのや。いや、それちょっと聞かれとる、聞いたけんの。だけん、あそこにまだ個人的の人の名前が残っとれへんかというて……。

○事務局 それはないです。

○谷川委員 なかったんやな。

○事務局 うん、ここの三角地……。

○谷川委員 そうそうそう。

○事務局 ないない。

○谷川委員 ないな。ほんならかまん。はいはい。

○事務局 はい。開発は関係ないんですね。

○事務局 はい。聞いてみます。3, 000平米。

○事務局 はい、それは……。

○宮本委員 合計で3, 000平米なのか。

○事務局 ちょっと。今すぐわからんかもわからん。

○事務局 一応、内容だけ話して。

○宮本委員 あれ、どう言っとんじゃろう。ちょっと別件でもええ、一般論でいいですか。隣地の同意というんで一応もらうじゃないですか。同意ということは、境界の同意という意味で私は受け取るんやけど、当然そういうことでしょうかね。

○事務局 一般の同意は、そういった同意ではないですよ。

○宮本委員 それも含めてね。例えば境界も含めてここにこういうものが建つよと、あるいはこういうようにするよ、雑種地でも何でもいいじゃないですか、ビルが建つ、何でも

いい。それも含めた同意という意味なんではないか。私、それがちょっとわからない。

○谷川委員 いやいや、私は建物から全部で同意と。ただし、その同意の判つくときに、建物が建って、風で稲が転ぶと、そのときの補償はせえよと。

○宮本委員 うん、日陰になるとか。

○谷川委員 日陰になる、それができんのやったら同意はできんがというて、宇多津で私が一番にそれを田の司法書士に言うたんじゃ。ほで、私の田んぼの横をする人はそういう条件で同意書をしてある。ただ、1年に5,000円なら5,000円ぐらいの補助を…

…。

○宮本委員 減収補助。

○谷川委員 うん、減収補助というのをやってくれるんよ。

○宮本委員 なるほどな。

○谷川委員 言うたらなんだいかんで。ほんだけ、それはもう文書でそう入れてもろうて、文書に。

○事務局 とととったら、いいこと。

○谷川委員 だれもしょうらんやろ。と思うわ。多分それはうちだけやろと思う。

○宮本委員 わかりました。いや、だから、農業委員会の言う同意というのはどこまでの範囲を、というのが私がわからなんだ、同意と今回1年半ぐらいやったけど、ちょっと聞きかかったんで、時間の間で質問。そしたら、個々の個人の話やね、日陰という話はね。当然それが境界にも組み込んで。

○谷川委員 全部入れてな。

○宮本委員 わかりました。

○谷川委員 一括でな。ほんで、隣の人に、どうしても田んぼであつたら稲が風で舞うて転ぶと、そのときに被害が出ると、そのときの補償はどんなにするかということな。ほんなら、一応話し合いで補償しますという書類で、同意書のどこへ一筆書いてもろうとるわけよ。

○宮本委員 わかりました、ありがとうございます。参考になりました。

○蛭子会長 私も今の分に関連してな。境界はもう同意ができなんだら、当然判押さんいう場合、絶対ここへ出てこんと思うわ。左じゃ右じゃ、こっちは5,000じゃって。今言う陰になるとか、建物の横はじるうて、田んぼは2メートルぐらいあけなんだらできんわとか、そんな話ができてくる、ほんで、そんな話の中で、なおかつ長縄手の水利組合と

しては、トラクターが行ったら朝早うからやかましいわとか、ほこりがするから洗濯物がほこりでわやになるやないか、予防したらぬれたらどうすんやって、そんな苦情が出てくるんで、そんな苦情はいたしませんというな、今度は逆に水利組合のほうが……。

○宮本委員 同意書、同意せえということ。

○蛭子会長 同意書へ、うん、同意してくれと、できんのやったら判押せんというふうな話で、今、長縄手のほうはもう何年前からかそんな同意書をもろうとるわけ。逆にもろうとる。これはもう水利組合だけじゃけど。

○宮本委員 わかりました、ありがとうございます。参考になりました。

○蛭子会長 何か今聞いた。

○事務局 いやいや、それはもう別の話でございますんで、それは終わります。

○蛭子会長 御意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ええんですか、ほんならそれで。

ほんなら。

○事務局 はい。

○蛭子会長 そしたら、第2号議案は終わります。

○蛭子会長 あと、第3号議案でその他で、金井さんのほう。

○事務局 一遍切ってください。

○蛭子会長 ああ、ごめん。

ほんなら、一旦切ります。

午前11時50分 閉会